

### 第3章 市立幼稚園・保育所の連携

本市幼稚園・保育所のそれぞれの課題を補完し、新たな選択肢の一つとして、既存の市立幼稚園や市立保育所の機能の拡充、組み合わせ・連携の強化等について、模索していく必要がある。

また、平成18年6月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が公布され、より一層地域のシンボリックな両施設の連携を行うことで、地域の幼児教育・保育のニーズに対する対応をしやすい環境づくりが求められている。

#### 1 幼保の一元化と一体化

一般的に「幼稚園・保育所の一元化」とは、幼稚園・保育所の所管、組織、根拠法、設置基準、教育や保育内容等を一元化することであり、「幼稚園・保育所の一体化」とは、隣接する幼稚園と保育所を現行の所管や制度等の範囲内で双方を運用し、施設の共用化や保育内容の整合性を確保することであるが、これらの内容を踏まえた制度の一つとして「認定こども園制度」がある。

#### 2 認定こども園制度

##### (1) 概要

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は県知事から認定こども園の認定を受けることができる。

##### ① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に行う機能

##### ② 地域における子育て支援を行う機能

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能

##### (2) 類型

##### ① 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

##### ② 幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

③ 保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

④ 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての必要な機能を果たすタイプ

(3) 認定状況と課題

① 認定状況

平成20年4月1日現在で全国の認定件数は229件で、そのうち104件(45.4%)が幼保連携型、76件(33.2%)が幼稚園型という状況である。

② 課題

厚生労働省と文部科学省は、平成24年度までに認定件数2,000件以上を目指しているが、達成する見込みのない状況である。

認定が進まない背景として、ア所管省庁が相違するため会計事務処理が煩雑である、イ財政的支援が十分でない、ウ幼稚園教員免許と保育士資格の併有が望ましいこと、エ幼稚園の教育要領と保育所の保育指針が別個に定められていることなどが指摘されている。

(4) 本市の対応

認定こども園制度については課題が多く、国においても制度見直しに着手している状況であるため、国の動向等、情報収集に努めることとし、当面は認定こども園制度による幼保の連携は想定しない。

### 3 幼保連携についての考え方

認定こども園制度については上記のとおりであるが、子ども同士の集団化を維持し、社会性を養うためのクラス構成のためには、引き続き幼保の連携について検討を進める必要がある。

このため、市立幼稚園・保育所ともに単独での運営を基本として検討を進めるが、いずれも一定の入所児童数が確保できない場合は、地域の実情等を勘案しながら、既存の制度を活用した市立幼稚園・保育所の一体的運営について必要に応じて検討を行う。